

学外施設利用における課外活動ガイドライン

新型コロナウイルス感染拡大により、本学では3 月以降課外活動の制限を継続してきましたが、感染の終息には長い期間を要することが予想されることから、今後感染防止対策に最大限努めながら条件付きかつ段階的に課外活動再開を進めることとなりました。

本ガイドラインは、感染防止と課外活動の両立を図ることを目的とし、学外施設利用ルールと感染防止対策のポイントをまとめたものです。学外施設の利用にあたっては、本ガイドラインの全ての事項について順守することが条件となります。各団体においては、責任者が本ガイドラインの内容を全所属員に周知し、今後の活動内容について十分な協議を行った上で、学外での活動を再開してください。**ただし、児童や高齢者が関わる活動については、安全面を考慮し、今回の措置の対象外とします。**上記に該当しない場合でも、今後の状況によって大学が判断した場合には、学外での課外活動を再度停止する可能性があります。

なお、学内における課外活動は、中止の措置を継続します。再開については、今後の感染状況等を注視しながら判断し、あらためて通知します。

1. 課外活動再開の条件

- ・ 国や神奈川県による非常事態宣言等の特別警戒措置が発令されていないこと。
- ・ 本学において関係者の感染発生等の対応に伴うキャンパス・施設の一時閉鎖措置が実施されていないこと。
- ・ 活動に参加する学生を正確に把握し、学外者の参加者も含めて必ず報告すること。

2. 利用対象施設

十分な感染対策を講じ、一定の条件を満たした学外施設の場合のみ許可します。

3. 利用時間等について

原則、平日9時～17時(授業実施日の祝日も含む)の間で、準備・片付け・更衣室の使用を含め、1日3時間を上限とします。

4. 利用方法

利用にあたっては、まず事前に「学外課外活動届」(所定フォームは事務センターから配布します)を活動開催日の7日前までに事務センターへ提出してください。事務センターで内容を審査し、学外での活動の可否を通知します。なお、顧問であるアドバイザー教員の承認が必要です。

5. 感染防止・安全のためのルール

学外施設の利用にあたっては、以下の事項について全て順守することが条件となります。

- ・ 活動への参加は各自の任意とし、強制はしないこと。不参加の場合も不利益が生じないようにする(団体内での参加同意書を取ることを推奨)。また、保証人の同意も得ることとし、重症化しやすい同居家族がいる場合は特に配慮する。
- ・ アドバイザー教員の活動許可を得ていること。
- ・ 手洗い・うがいを徹底すること
- ・ 2m 程度(最低1m)人との間隔を空けて行動すること。
- ・ 活動中はマスクを着用すること。運動中における熱中症等の危険回避のためにマスクの着用ができない場合は、対人距離の確保や換気等の代替措置を講じること。
- ・ 用具・共有物が定期的に、あるいは活動終了後に消毒されていること。
- ・ 用具などを共有しないこと。
- ・ 当日参加する学生の「健康管理表」を作成・保管すること。所定フォームは事務センターから配布します。
- ・ 参加予定者全員について、当日を含む直近10日間の体温や体調を申告させ、団体の責任者が以下の基準に基づき参加の可否を判断すること。

参加者は以下①②の条件を満たす必要がある。

①発熱等の風邪症状発症後8日以上経過している。

②薬剤を服用していない状態で解熱並びに症状消失が3日以上続いている

※ 以下項目に一つでも該当する場合には、活動に参加させないこと。(自宅待機)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・発熱(37.5℃以上)、呼吸器症状、倦怠感、その他の風邪症状、味覚・嗅覚の障害のいずれかの症状がある。・家族、同居人に上記の症状が見られる。または感染者がいる。 |
|--|

- ・ 必要以上に大人数で行動しない。曜日や時間で分けるなど、できるだけ**少人数での活動**となるように工夫すること。
- ・ 利用施設の窓を開ける(できる限り2方向から)など、常時換気を行うこと。
- ・ 活動終了後は速やかに施設から退出し、**帰宅すること**。許可を受けた施設以外への立ち寄りや、**活動後の複数人での食事会・飲み会は禁止とする。**
- ・ 万一感染、濃厚接触の疑いが判明した場合は、速やかに大学に報告すること。(下記5参照)
- ・ 三密を避けるため、更衣室では指定された使用人数上限を順守し、着替えは交替で行うなどの対策をとること。
- ・ 各競技の連盟・団体が定めるガイドラインを順守すること。(ない場合、一般社団法人大学スポーツ協会(UNIVAS)のガイドラインを参考:<https://www.univas.jp/article/13995/>)
- ・ 長期間の活動中止期間後の練習再開となるため、ケガや熱中症に注意すること。

6. 感染者・濃厚接触者発生時の報告

万一、団体内で感染者および濃厚接触者が出た場合は、ただちに事務センターに報告してください(短大ウェブサイトの学生連絡用フォームで報告)。

また、接触確認アプリ「COCOA」で通知を受けた場合、自分または家族等同居人に感染の疑いが生じた場合も大学への報告手順を確認して対応ください。

※ 感染が発生した場合、活動時の参加者名簿および健康チェック記録の提出を求めます。各団体の責任者のもと必ず全ての活動日について正確な記録を行い、最低3ヶ月間は保管しておくようにしてください。

※ 学生・教職員等、大学関係者に感染が発生した場合、学外での活動の許可を取り消す可能性があります。

活動申請内容および本ガイドラインへの違反が判明した場合、学外施設の利用許可を取り消します。また、状況により、学内外を含む活動の停止および団体公認の取消しなどの措置を行います。

今後、感染増加などの状況によっては、本ガイドラインの内容変更および学外施設の利用を中止する可能性があります。その場合は、LOYOLA掲示板に掲示するので注意してください。

<問い合わせ先>

上智大学短期大学部事務センター 学生生活担当
sjclife@sophia.ac.jp